三木町告示第67号

三木町文化交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年３月27日

三木町長　　　伊藤　良春

三木町規則第６号

三木町文化交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則

三木町文化交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則(平成8年12月6日規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第９条関係）

施設の名称	区分	金額（円）			
		全日	午前	午後	夜間
メタホール	平日				
	営利を目的としない場合	77,000	17,000	30,000	30,000
	営利を目的とする場合	115,000	25,000	45,000	45,000
	休日等				
	営利を目的としない場合	92,000	21,000	35,000	36,000
	営利を目的とする場合	138,000	31,000	53,000	54,000
小ホール	平日				
	営利を目的としない場合	27,000	6,000	10,000	11,000
	営利を目的とする場合	38,000	8,000	15,000	15,000
	休日等				
	営利を目的としない場合	31,000	7,000	11,000	13,000
	営利を目的とする場合	46,000	10,000	17,000	19,000
楽屋一室	第１楽屋　第２楽屋　第３楽屋	3,600	800	1,400	1,400
イベントホール		8,000	2,000	3,000	3,000
小会議室		3,600	800	1,400	1,400
交流会議室（１）	営利を目的としない場合	6,000	1,000	2,000	3,000
	営利を目的とする場合	9,000	2,000	3,000	4,000
交流会議室（２）	営利を目的としない場合	14,000	3,000	5,000	6,000
	営利を目的とする場合	20,000	4,000	8,000	8,000

交流会議室（３）	営利を目的としない場合	14,000	3,000	5,000	6,000
	営利を目的とする場合	20,000	4,000	8,000	8,000
交流会議室（４）	営利を目的としない場合	6,000	1,000	2,000	3,000
	営利を目的とする場合	9,000	2,000	3,000	4,000
団体交流室		3,600	800	1,400	1,400

（1）　「全日」とは午前９時から午後９時までをいい、「午前」とは午前９時から正午までをいい、「午後」とは午後１時から午後５時までをいい、「夜間」とは午後６時から午後９時までをいう。

（2）　「平日」とは休日等以外の日をいい、「休日等」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。

（3）　メタホールの使用料は、ホワイエ及び楽屋の使用を含む。

（4）　メタホール、小ホールを全日、午前、午後又は夜間において、準備又は練習のために専ら舞台面に限り使用する場合の使用料は、営利を目的としない場合の使用料の100分の50とする。

（5）　午前８時前、午前８時から午前９時まで、正午から午後１時まで、午後５時から午後６時まで又は午後９時後において施設を使用する場合の使用料は、次のとおりとする。

ア　午前８時前　１時間につき、表に規定する夜間の使用料の100分の30。ただし、前日の日から引き続いて使用する場合にあっては、１時間につき、表に規定する前日の夜間の使用料の100分の30とする。

イ　午前８時から午前９時まで又は正午から午後１時まで　１時間につき、表に規定する午前の使用料の100分の30。

ウ　午後５時から午後６時まで　表に規定する午後の使用料の100分の30。

エ　午後９時後　１時間につき、表に規定する夜間の使用料の100分の30。

（6）　施設を午前から引き続き午後において使用する場合、又は午後から引き続き夜間において使用する場合には、（5）イ又はウに規定する使用料は徴収しない。

（7）　冷暖房料は、規定使用料及び超過使用料の合算額の100分の40とする。

（8）　町外居住者が使用する時は、規定使用料の100分の20増とする。

別表第２（第９条関係）

種別	名称	単位	金額（円）	備考
舞台設備	所作台	１式	5,000	
	平台	１枚	250	
	金屏風	１双	1,100	
	演台	１式	500	
	司会者台	１台	200	

	指揮者台	1台	200	
	譜面台	1台	50	
	地がすり	1枚	1,100	
	高座用座布団	1枚	100	
	上敷ござ	1枚	200	
	箱足	1個	50	
	開足	1個	50	
	木台	1本	50	
	国旗	1枚	250	
	町旗	1枚	250	
	音響反射板	1式	6,000	
	映写スクリーン	1台	1,100	
	式次第兼用黒板	1台	200	
	花台	1台	200	
	椅子	1脚	50	
	机	1脚	100	
	プログラムスタンド	1台	50	
照明器具	フレネルスポットライト	1式	2,000	
	平凸スポットライト	1式	1,600	
	ピンスポットライト	1台	1,500	
	プロジェクトスポットライト	1台	300	
	芯なしダブルマシン	1台	800	
	ミラーボール	1台	700	
	ロアーホリゾントライト	1式	1,000	
	アッパーホリゾントライト	1式	1,000	
	調光装置	1式	3,000	
音響器具その他	メタホール音響装置	1式	2,500	
	テープレコーダ卓	1台	1,500	
	CDプレーヤー卓	1台	1,500	
	DATデッキ卓	1台	1,500	
	電動3点吊りマイク装置	1式	1,000	
	ステージスピーカ	1台	1,500	
	ハネ返りスピーカ	1台	500	

	ワイヤレスマイクロホン	１本	1,000	
	ダイナミックマイクロホン	１本	400	
	コンデンサマイクロホン	１本	900	
	マイクスタンド（床上）	１台	250	
	マイクスタンド（卓上）	１台	200	
	ブームスタンド	１台	250	
	移動型ミキサー	１台	1,000	
	ピアノ（メタホール用）	１台	10,000	調律料は実費
	ピアノ（小ホール用）	１台	5,000	調律料は実費
	映写機	１台	6,000	
	器具持ち込み電気料金	１Kw	150	１時間当たり
	姿見	１台	300	
	展示用パネル	１枚	100	

備考　附属設備器具の１回の使用時間は、午前・午後又は夜間をそれぞれ１単位とする。

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。

三木町文化交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則（平成８年三木町規則第７号）新旧対照表

改正案	現　行
別表第１（第９条関係）	別表第１（第９条関係）

改正案

施設の名称	区分	金額（円）			
		全日	午前	午後	夜間
メタホール	平日				
	営利を目的としない場合	77,000	17,000	30,000	30,000
	営利を目的とする場合	115,000	25,000	45,000	45,000
	休日等				
	営利を目的としない場合	92,000	21,000	35,000	36,000
	営利を目的とする場合	138,000	31,000	53,000	54,000
小ホール	平日				
	営利を目的としない場合	27,000	6,000	10,000	11,000
	営利を目的とする場合	38,000	8,000	15,000	15,000
	休日等				
	営利を目的としない場合	31,000	7,000	11,000	13,000
	営利を目的とする場合	46,000	10,000	17,000	19,000

現　行

施設の名称	区分	金額（円）			
		全日	午前	午後	夜間
メタホール	平日				
	営利を目的としない場合	64,761	14,285	24,761	33,333
	営利を目的とする場合	97,142	20,952	37,142	49,523
	休日等				
	営利を目的としない場合	77,142	17,142	29,523	40,000
	営利を目的とする場合	115,238	25,714	43,809	60,000
小ホール	平日				
	営利を目的としない場合	22,857	4,761	8,571	11,904
	営利を目的とする場合	34,285	6,666	12,380	17,142
	休日等				
	営利を目的としない場合	26,666	5,714	9,523	14,285
	営利を目的とする場合	40,000	8,571	14,285	20,952

楽屋一室	第１楽屋　第２楽屋　第３楽屋	3,600	800	1,400	1,400
イベントホール		8,000	2,000	3,000	3,000
小会議室		3,600	800	1,400	1,400
交流会議室（１）	営利を目的としない場合	6,000	1,000	2,000	3,000
	営利を目的とする場合	9,000	2,000	3,000	4,000
交流会議室（２）	営利を目的としない場合	14,000	3,000	5,000	6,000
	営利を目的とする場合	20,000	4,000	8,000	8,000
交流会議室（３）	営利を目的としない場合	14,000	3,000	5,000	6,000
	営利を目的とする場合	20,000	4,000	8,000	8,000
交流会議室（４）	営利を目的としない場合	6,000	1,000	2,000	3,000
	営利を目的とする場合	9,000	2,000	3,000	4,000
団体交流室		3,600	800	1,400	1,400

（1）　「全日」とは午前９時から午後９時までをいい、「午前」とは午前９時から正午までをいい、「午後」とは午後１時から午後５時までをいい、「夜間」とは午後６時から午後９時までをいう。

楽屋一室	第１楽屋　第２楽屋　第３楽屋	857	285	285	285
イベントホール		7,619	1,904	2,857	3,809
小会議室		2,476	571	952	1,333
交流会議室（１）	営利を目的としない場合	5,714	952	1,904	2,857
	営利を目的とする場合	8,571	1,428	2,857	4,285
交流会議室（２）	営利を目的としない場合	11,428	2,380	4,285	6,190
	営利を目的とする場合	17,142	3,523	6,380	9,238
交流会議室（３）	営利を目的としない場合	11,428	2,380	4,285	6,190
	営利を目的とする場合	17,142	3,523	6,380	9,238
交流会議室（４）	営利を目的としない場合	5,714	952	1,904	2,857
	営利を目的とする場合	8,571	1,428	2,857	4,285
団体交流室		2,476	571	952	1,333

（1）　「全日」とは午前９時から午後10時までをいい、「午前」とは午前９時から正午までをいい、「午後」とは午後１時から午後５時までをいい、「夜間」とは午後６時から午後10時までをいう。

（２）　「平日」とは休日等以外の日をいい、「休日等」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。	（２）　「平日」とは休日等以外の日をいい、「休日等」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。
（３）　メタホールの使用料は、ホワイエ及び楽屋の使用を含む。	（３）　メタホールの使用料は、ホワイエ及び楽屋の使用を含む。
（４）　メタホール、小ホールを全日、午前、午後又は夜間において、準備又は練習のために専ら舞台面に限り使用する場合の使用料は、営利を目的としない場合の使用料の100分の50とする。	（４）　メタホール、小ホールを全日、午前、午後又は夜間において、準備又は練習のために専ら舞台面に限り使用する場合の使用料は、営利を目的としない場合の使用料の100分の50とする。
（５）　午前８時前、午前８時から午前９時まで、正午から午後１時まで、午後５時から午後６時まで又は午後９時後において施設を使用する場合の使用料は、次のとおりとする。	（５）　午前８時前、午前８時から午前９時まで、正午から午後１時まで、午後５時から午後６時まで又は午後10時後において施設を使用する場合の使用料は、次のとおりとする。
ア　午前８時前　１時間につき、表に規定する夜間の使用料の100分の30。ただし、前日の日から引き続いて使用する場合にあっては、１時間につき、表に規定する前日の夜間の使用料の100分の30とする。	ア　午前８時前　１時間につき、表に規定する夜間の使用料の100分の30。ただし、前日の日から引き続いて使用する場合にあっては、１時間につき、表に規定する前日の夜間の使用料の100分の30とする。
イ　午前８時から午前９時まで又は正午から午後１時まで　１時間につき、表に規定する午前の使用料の100分の30。	イ　午前８時から午前９時まで又は正午から午後１時まで　１時間につき、表に規定する午前の使用料の100分の30。
ウ　午後５時から午後６時まで　表に規定する午後の使用料の100分の30。	ウ　午後５時から午後６時まで　表に規定する午後の使用料の100分の30。
エ　午後９時後　１時間につき、表に規定する夜間の使用料の100分の30。	エ　午後10時後　１時間につき、表に規定する夜間の使用料の100分の30。
（６）　施設を午前から引き続き午後において使用する場合、又は午後から引き続き夜間において使用する場合には、（５）イ又はウに規定する使用料は徴収しない。	（６）　施設を午前から引き続き午後において使用する場合、又は午後から引き続き夜間において使用する場合には、（５）イ又はウに規定する使用料は徴収しない。
（７）　冷暖房料は、規定使用料及び超過使用料の合算額の100分の40とする。	（７）　冷暖房料は、規定使用料及び超過使用料の合算額の100分の40とする。
（８）　町外居住者が使用する時は、規定使用料の100分の20増とす	（８）　町外居住者が使用する時は、規定使用料の100分の20増とす

る。

別表第２（第９条関係）

種別	名称	単位	金額（円）	備考
舞台設備	所作台	１式	5,000	
	平台	１枚	250	
	金屏風	１双	1,100	
	演台	１式	500	
	司会者台	１台	200	
	指揮者台	１台	200	
	譜面台	１台	50	
	地がすり	１枚	1,100	
	高座用座布団	１枚	100	
	上敷ござ	１枚	200	
	箱足	１個	50	
	開足	１個	50	
	木台	１本	50	
	国旗	１枚	250	
	町旗	１枚	250	
	音響反射板	１式	6,000	
	映写スクリーン	１台	1,100	
	式次第兼用黒板	１台	200	
	花台	１台	200	
	椅子	１脚	50	
	机	１脚	100	
	プログラムスタンド	１台	50	
照明器具	フレネルスポットライト	１式	2,000	

る。

別表第２（第９条関係）

種別	名称	単位	金額（円）	備考
舞台設備	所作台	１式	5,000	
	平台	１枚	250	
	金屏風	１双	1,100	
	演台	１式	500	
	司会者台	１台	200	
	指揮者台	１台	200	
	譜面台	１台	50	
	地がすり	１枚	1,100	
	高座用座布団	１枚	100	
	上敷ござ	１枚	200	
	箱足	１個	50	
	開足	１個	50	
	木台	１本	50	
	国旗	１枚	250	
	町旗	１枚	250	
	音響反射板	１式	6,000	
	映写スクリーン	１台	1,100	
	式次第兼用黒板	１台	200	
	花台	１台	200	
	椅子	１脚	50	
	机	１脚	100	
	プログラムスタンド	１台	50	
照明器具	フレネルスポットライト	１式	2,000	

	平凸スポットライト	1式	1,600	
	ピンスポットライト	1台	1,500	
	プロジェクトスポットライト	1台	300	
	芯なしダブルマシン	1台	800	
	ミラーボール	1台	700	
	ロアーホリゾントライト	1式	1,000	
	アッパーホリゾントライト	1式	1,000	
	調光装置	1式	3,000	
音響器具その他	メタホール音響装置	1式	2,500	
	テープレコーダ卓	1台	1,500	
	CDプレーヤー卓	1台	1,500	
	DATデッキ卓	1台	1,500	
	電動3点吊りマイク装置	1式	1,000	
	ステージスピーカ	1台	1,500	
	ハネ返りスピーカ	1台	500	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	1,000	
	ダイナミックマイクロホン	1本	400	
	コンデンサマイクロホン	1本	900	
	マイクスタンド（床上）	1台	250	
	マイクスタンド（卓上）	1台	200	
	ブームスタンド	1台	250	
	移動型ミキサー	1台	1,000	
	ピアノ（メタホール用）	1台	10,000	調律料は実費

	平凸スポットライト	1式	1,600	
	ピンスポットライト	1台	1,500	
	プロジェクトスポットライト	1台	300	
	芯なしダブルマシン	1台	800	
	ミラーボール	1台	700	
	ロアーホリゾントライト	1式	1,000	
	アッパーホリゾントライト	1式	1,000	
	調光装置	1式	3,000	
音響器具その他	メタホール音響装置	1式	2,500	
	テープレコーダ卓	1台	1,500	
	CDプレーヤー卓	1台	1,500	
	DATデッキ卓	1台	1,500	
	電動3点吊りマイク装置	1式	1,000	
	ステージスピーカ	1台	1,500	
	ハネ返りスピーカ	1台	500	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	1,000	
	ダイナミックマイクロホン	1本	400	
	コンデンサマイクロホン	1本	900	
	マイクスタンド（床上）	1台	250	
	マイクスタンド（卓上）	1台	200	
	ブームスタンド	1台	250	
	移動型ミキサー	1台	1,000	
	ピアノ（メタホール用）	1台	10,000	調律料は実費

	ピアノ（小ホール用）	1台	5,000	調律料は実費
	映写機	1台	6,000	
	器具持ち込み電気料金	1Kw	150	1時間当たり
	姿見	1台	300	
	展示用パネル	1枚	100	

備考　附属設備器具の1回の使用時間は、午前・午後又は夜間をそれぞれ1単位とする。

	ピアノ（小ホール用）	1台	5,000	調律料は実費
	映写機	1台	6,000	
	器具持ち込み電気料金	1Kw	100	1時間当たり
	姿見	1台	300	
	展示用パネル	1枚	100	

備考　附属設備器具の1回の使用時間は、午前・午後又は夜間をそれぞれ1単位とする。